

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (普通徴収記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

熊谷市長 あて  令和××年○月△△日提出	〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1-2-3			特別徴収義務者番号	1234567890					
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ			宛名番号	1234					
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事			所属	人事課人事労務係					
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	氏名
担連当給者先	電話	000-000-0000 内線 ( 123 )			氏名							
給与所得者	フリガナ	トクチョウ ススム			異動年月日	令和 ××年 8月 31日						
	氏名	特徴 進			異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由						
	生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日			異動後の未徴収税額の徴収方法	3 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			異動事由	相続人の氏名等						
	受給者番号	123456			特別徴収税額 (年税額)	140,000 円						
	1月1日現在の住所	○○県××市△△3-2-1			徴収済額	6月分から 8月まで 35,600 円						
異動後の住所				未徴収税額 (ア)-(イ)	9月分から 5月まで 104,400 円							

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	〒	新しい勤務先では、月割額 _____ 円を _____ 月10日納入期限分) から _____ ます。
所在地		
フリガナ		
氏名又は名称		

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)

(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑  
普通徴収税額

右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合 (死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。)

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所総務部市民税課特別徴収担当

御注意  
 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 「転勤再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
 新勤務先では、「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市長に送付してください。  
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

御注意

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

熊谷市長 あて  令和××年○月△日提出	〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地 〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3	特別徴収業務者番号 1234567890
		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	宛名番号 1234
		氏名又は名称 株式会社 ○×商事	担連当絡者 所属 人事課人事労務係
		個人番号又は法人番号 1111111111111111	氏名 特徴 花子
			電話 000-000-0000 内線 ( 123 )

給与所得者	フリガナ トクチョウ ススム	(ア) 特別徴収税額 (年税額)  140,000 円	(イ) 徴収済額  6月から8月まで 35,600 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)  9月から5月まで 104,400 円	異動年月日 令和××年××月××日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 1 右から番号を記入 相続人の氏名等	異動後の未徴収税額の徴収方法 2 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	氏名 特徴 進		異動後の住所 ○○県××市△△3-2-1					氏名 続柄
	生年月日 昭和××年××月××日							住所
	個人番号 22222222222222							電話
	受給者番号 123456							
	1月1日現在の住所							

1. 特別徴収 (新しい勤務先)	<p>8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>(ア) 特別徴収税額 (年税額)</td> <td>140,000 円</td> <td>(6月から翌年5月分)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 徴収済額</td> <td>35,600 円</td> <td>(6月から8月分)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 未徴収税額</td> <td>104,400 円</td> <td>(9月から翌年5月分)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↑ 一括徴収税額 (納入額と同額)</p>	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	140,000 円	(6月から翌年5月分)	(イ) 徴収済額	35,600 円	(6月から8月分)	(ウ) 未徴収税額	104,400 円	(9月から翌年5月分)	<p>外国籍の従業員が、退職後に出国又は帰国する場合、帰国後も未納分の住民税は納付していただく義務があります。年度途中で出国すると納付が困難になるため、可能な限り退職時に未納額を一括徴収してください。</p>
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	140,000 円	(6月から翌年5月分)									
(イ) 徴収済額	35,600 円	(6月から8月分)									
(ウ) 未徴収税額	104,400 円	(9月から翌年5月分)									

2. 一括徴収の場合 (死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。)	<table style="width: 100%;"> <tr> <td>理由 1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため</td> <td>徴収予定月日 9月20日</td> <td>徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 104,400 円</td> </tr> <tr> <td>2. 異動が令和××年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	理由 1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日 9月20日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 104,400 円	2. 異動が令和××年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			<p>上記の一括徴収した税額は、9月分 (翌月10日納入期限分) で納めます。</p>
理由 1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日 9月20日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 104,400 円						
2. 異動が令和××年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								

3. 普通徴収の場合	<table style="width: 100%;"> <tr> <td>理由 1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出がないため</td> <td>※市町村記入欄</td> </tr> <tr> <td>2. 令和××年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 死亡による退職であるため</td> <td></td> </tr> </table>	理由 1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄	2. 令和××年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため		3. 死亡による退職であるため		<p>一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。</p>
理由 1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄							
2. 令和××年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため								
3. 死亡による退職であるため								

4 1 2 3  
黒のボールペン又はペンで記載してください。  
〔宛名番号〕の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
1 新勤務先では、「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載し、1月1日現在の住所(課税地)の市長に送付してください。  
2 1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収継続記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

熊谷市長 あて 令和××年○月△△日提出	〔特別徴収義務者〕 給与支払者	所在地	〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3		特別徴収義務者番号	1234567890
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号	1234
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事		所属	人事課人事労務係
		個人番号又は法人番号	111111111111111111	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	氏名	特徴 花子
					電話	000-000-0000 内線 ( 123 )

給与所得者	フリガナ	トクチョウ ススム		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	特徴 進		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)			
	生年月日	昭和	平成	50年	1月	1日			
	個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2
	受給者番号	123456		140,000	6月	9月	××年	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日現在の住所	○○県××市△△3-2-1		円	8月	5月	8月	31日	8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。
	異動後の住所			円	35,600	円	104,400	円	

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者指定番号	9876543210	新規	法人番号		新しい勤務先では、月割額 11,600 円を
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	〒654-3456 ○○県××市△△1-2-3		担当者連絡先	所属 庶務課社員係	9 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入します。
	フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ		氏名	特徴 進	給者番号 987654
	氏名又は名称	○×不動産 株式会社		電話	111-111-1111 内線 ( 222 )	入書の要否 (規の場合のみ記載) 1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合 (死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。)	理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収	新しい会社で特別徴収を開始する月 (9月) とその月割額を記載します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		

3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	徴収	
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため		
		3. 死亡による退職であるため		

【提出先】 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所総務部市民税課特別徴収担当

御注意  
4 新勤務先では、「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市長に送付してください。  
3 2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
2 「転勤再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
1 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。